

事 務 連 絡
令和 8 年 5 月 29 日

各関係機関 ご担当者様

茨城県高次脳機能障害支援センター

高次脳機能障害の患者に適した医療機関、障害福祉サービス事業所等の情報について

平素より茨城県高次脳機能障害支援センターの事業に関して、ご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

高次脳機能障害者支援法（令和 7 年法律第 96 号）については、令和 7 年 12 月 24 日に公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されました。これは、高次脳機能障害により日常生活又は社会生活を円滑に営む上での困難を有する状況があるため、高次脳機能障害者の自立及び社会参加のためその生活全般にわたる支援を受け、共生する活力ある社会の実現に資することを目的とし制定されました。

今般、令和 8 年度診療報酬改定（令和 8 年 6 月 1 日適用）に伴い、「回復期リハビリテーション病棟入院料」等を算定する医療機関が、高次脳機能障害者への退院支援に関して、退院時に高次脳機能障害の患者に適したサービス等の情報を患者に提供することを要件化する見直しが行われました。

そのため、高次脳機能障害の患者に適した医療機関、障害福祉サービス事業所等の情報を周知し、より一層の連携強化と地域支援体制充実を図ることを目的とし、「高次脳機能障害者支援に関する情報一覧」を作成しました。

高次脳機能障害に関する支援の際に、ご活用いただければ幸いです。詳細については別添資料をご確認いただくか、下記 QR コードより当センターホームページへアクセスしてご確認ください。

高次脳機能障害者支援に関する情報一覧



【問い合わせ先・担当者】

〒300-0394 茨城県稲敷郡阿見町阿見 4669-2
茨城県福祉部障害福祉課
茨城県高次脳機能障害支援センター
担当 浅野
TEL:029-887-2605 / FAX:029-887-2655